

## 物品購入等に係る競争参加者登録要領について（抜粋）

### 第3 申請者の資格要件

資格審査申請書を提出することができる者は、次の(1)から(6)までに掲げる資格要件を満たすものでなければならないものとする。

- (1) 会計実施細則第331条各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会計実施細則第332条の規定に該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後2年を経過したものであること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 法律上の許可等を必要とする営業種目については、必要な許可等を受けていること。
- (6) 登録の有効期間中に登録の取消を受けた者でないこと。

(参考)

独立行政法人都市再生機構会計実施細則

(契約締結の相手方の排除)

**第331条** 契約担当役（分任契約担当役及び資金前渡出納員を含む。以下この編において同じ。）は、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号の一に該当する者を契約の相手方としてはならない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者  
(取引停止)

**第332条** 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があつた後2年間、売買、貸借、請負その他の契約の相手方としない措置（以下「取引停止」という。）を行うことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても取引停止を行うことができる。

3 契約担当役は、前2項の規定を適用することにより機構の業務に重大な支障を及ぼすと認められるときは、理事長の承認を得てこれによらないことができる。